

地域包括支援センター (愛称:ほやねっと)

ほやねっと

主任ケアマネジャー
社会福祉士・保健師等
専門職が対応します

地域包括支援センター(ほやねっと)は、高齢者のみなさんが、住みなれた地域で安心して暮らしていけるように、介護・保健・福祉・医療サービスの利用も含めた、さまざまな問題の相談に応じ、高齢者やその家族を支える、市の委託機関です。

ほやねっと名	住所	TEL・FAX	担当地区
ほやねっと明倫	木田1丁目3308(うらの家内)	T 33-5777 F 33-1612	豊・木田
ほやねっとあたご	明里町9-20(あたごデイサービス内)	T 33-6800 F 33-6801	足羽・湊
ほやねっと中央北	文京2丁目12-23(福島ビル1階)	T 28-7271 F 63-5633	春山・宝永・松本
ほやねっと不死鳥	日之出4丁目3-12(ふれあい公社内)	T 20-5683 F 27-5852	順化・日之出・旭
ほやねっとあずま	和田中町舟橋7-1(済生会病院東館内)	T 28-8511 F 28-8111	和田・円山
ほやねっと大東	丸山町40-7(愛全園3階)	T 53-4092 F 53-4093	啓蒙・岡保・東藤島
ほやねっと九頭竜	高木中央3丁目1701(藤島園内)	T 57-0040 F 52-1212	中藤島・森田
ほやねっと北	新田塚1丁目42-1(福井総合クリニック内)	T 25-2510 F 25-8263	西藤島・河合・明新
ほやねっとみなみ	下荒井町20-6(水谷ビル1階)	T 43-1316 F 43-1317	清明・麻生津
ほやねっと社	福1丁目1710	T 36-1246 F 36-0156	社南・社北・社西
ほやねっと光	大瀬町23字101(東安居苑2階)	T 35-0313 F 35-0301	日新・東安居・安居・一光 殿下・越廼・清水西 清水東・清水南・清水北
ほやねっと川西	仙町6-4	T 97-8003 F 97-8067	大安寺・国見・鶉・棗 鷹巣・本郷・宮ノ下
ほやねっと東足羽	下六条町217(厚生福祉健康センター内)	T 41-4135 F 41-3714	酒生・一乗・上文殊・文殊 六条・東郷・美山
【すいだに相談所】	梶谷町12-9-2	T 90-3858	



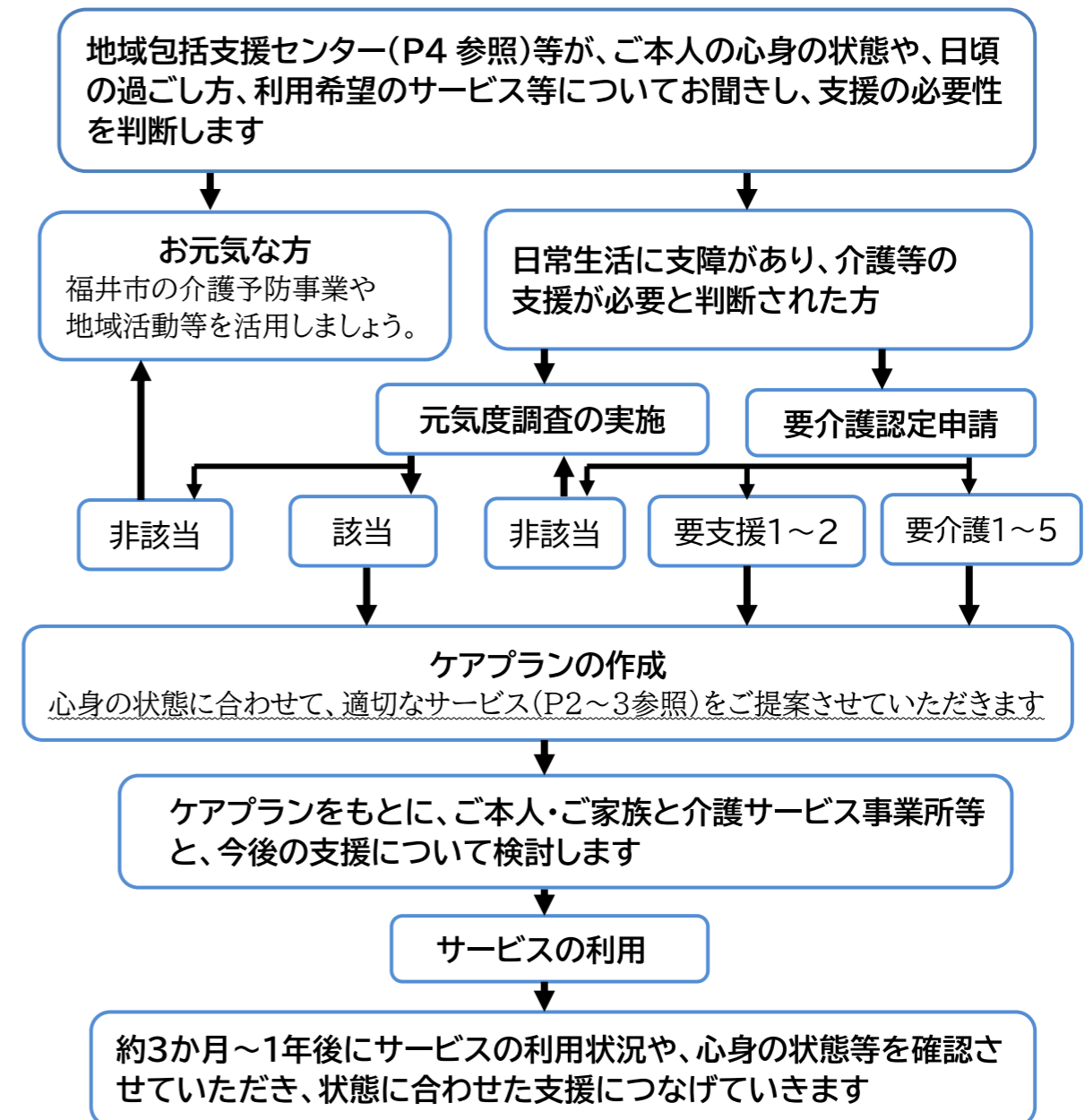
福井市役所 地域包括ケア推進課

TEL 20-5400
FAX 20-5426

福井市介護予防・日常生活支援総合事業 (略称:総合事業)

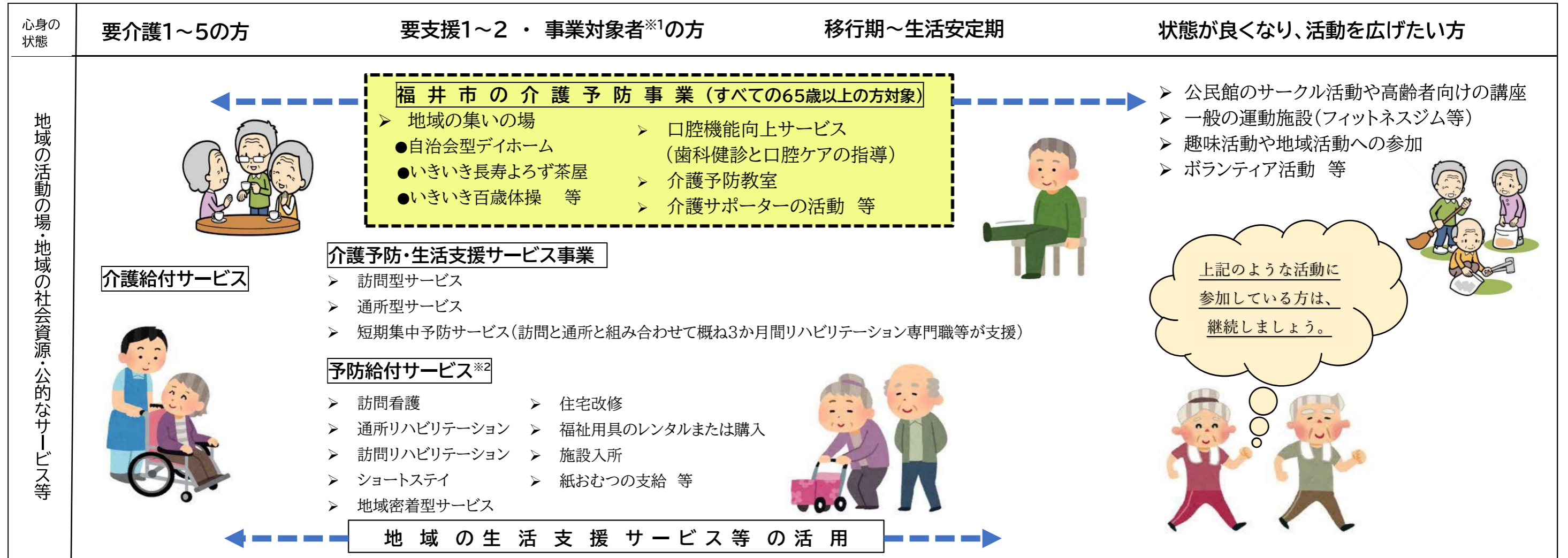
総合事業とは、いつまでも住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう、さまざまな地域の社会資源やサービス等を活用しながら、高齢者の方の生活を支えていく仕組みです。日頃から、地域の集いの場や趣味活動等への参加、継続は介護予防にとっても効果的です。また、病気等による心身の機能低下や、日常生活に不都合がある方は、介護予防・生活支援サービス等の公的なサービスをご利用しながら、状態の悪化防止や改善に向けて取り組みましょう。

【サービス利用の流れ】



相談をお受けしてから、サービス利用開始まで、約1か月程度かかります

心身の状態(介護の必要性)に応じた各種サービス



※1 事業対象者とは、65歳以上の方で、元気度調査により生活機能の低下がみられた方です。要支援1、要支援2程度の状態の方を想定しています。

※2 予防給付サービスは、要支援1、要支援2の方が対象です。事業対象者の方はご利用できません。

介護予防・生活支援サービス事業の対象者に関するQ&A

Q. 介護予防・生活支援サービス事業が利用できる方はどのような方ですか？

A. 要支援1、要支援2の認定がある方と、事業対象者(65歳以上の方で、元気度調査により生活機能の低下がみられる方)です。

Q. 元気度調査に該当すれば、介護予防・生活支援サービス事業が利用できますか？

A. 元気度調査に該当した方すべてが、介護予防・生活支援サービス事業の対象ではありません。元気度調査は、ご本人が主観で記載していただくものであり、それだけでは、正確な心身の状態を把握することが難しいため、必ずご本人との面談により生活上の困りごとや心身の状態、ご希望等をお聞きした上で、利用が望ましいサービスをご提案させていただきます。また、心身の状況を詳しくお聞きしながら、必要に応じてケアプランを作成し、適切なサービスのご利用につなげていきます。

Q. 介護予防・生活支援サービス事業の対象者はどのような状態の方ですか？

A. 要介護認定における要支援1、要支援2に相当する状態の方で、以下のような状態の方です。
 食事、排せつ、更衣、身だしなみ、入浴、立ち座り、歩行等の日常生活上の基本的な動作は、ほぼご自分で行うことが可能であるが、何らかの介助が必要な状態の方。また、要介護状態に移行しないように、家事、薬の服用、買い物、お金の管理、趣味活動、公共交通機関の利用、車の運転等について、何らかの支援が必要な状態の方です。

Q. 事業対象者として介護予防・生活支援サービス事業の利用を開始した後、要介護認定の申請は可能ですか？

A. 心身の状態を定期的に確認させていただき、必要に応じて要介護認定の申請も可能です。また、心身の状態が良くなれば、地域の集いの場や地域活動等への参加をご提案させていただきながら、ご本人の状態に合わせた支援につなげていきます。

参考：「平成14年老人保健健康増進等事業における要介護認定に関する調査報告結果より」

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン 平成27年6月5日付」